一般社団法人 神奈川県作業療法士会

研究助成事業

事業概要　第5版

学術部

作成日：2011/4/17

改定日：第2版 2017/4/15

第3版 2021/3/25

第4版 2022/9/14（一部改定：2023/04/12）

第5版 2024/5/1（一部改定： 2025/05/01）

目次

I.　神奈川県作業療法士会研究助成事業の目的 2
II.　応募に関する諸条件等 2
1.　応募資格者（研究代表者） 2
2.　研究組織及び研究期間 2
3.　対象経費 3
4.　応募に当たっての留意事項 4
5.　公募期間 5
6.　提出先 5
7.　その他 5
III. 事前評価 6
1.　評価期間 6
2.　専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項 6
IV.　交付申請 7
V.　交付決定 7
VI. 研究の遂行 7
VII. 成果の報告 7
VIII.　成果の公表 7
1.　学会への応募 7
2.　学術誌等への投稿 8
IX. 会計・業務監査に提出が必要な書類その他について 8
1.　全ての会計・業務監査に提出が必要な書類等 8
2.　研究期間終了後に行う会計・業務監査に提出が必要な書類 8
X.　本事業についての問い合わせ先 8
添付資料 1　研究計画書 1/2（様式 1） 9
添付資料 2　交付申請書（様式 2） 11
添付資料 3　中間報告書（様式 3） 12
添付資料 4　研究報告書（様式 4） 13
添付資料 5　研究代表者・研究分担者交替願 1/2（様式 5） 14
添付資料 5　研究代表者・研究分担者交替願 2/2（様式 5） 15
添付資料 6　研究助成辞退願（様式 6） 16
添付資料 7　研究計画書変更届（様式 7） 17
添付資料 8　発表時のスライド/ポスター 18

I.　神奈川県作業療法士会研究助成事業の目的

神奈川県作業療法士会研究助成事業（以下「助成事業」という．）の目的は，神奈川県作業療法士会の発展に寄与する研究・実践についての知見を会員間で広く共有すること，及び，成果の公表により神奈川県作業療法士会の学術研究活動を内外へ広報することである．研究Ⅰは，会員間での知見の共有を促進する目的から，研究組織は複数法人（ 2 法人以上）の研究者から構成された研究組織で取り組むものとする．また研究Ⅱは，若手会員の研究活動の促すため，作業療法免許取得から 7 年目以下の会員を対象とする．

II.　応募に関する諸条件等

1.　応募資格者（研究代表者）

i.　神奈川県作業療法士会正会員（以下，県士会員）で，応募年度までの会費納入済みの者．研究計画の遂行にすべての責任を負わねばならない．また研究代表者として申請できる研究課題は原則として 1 件である．

（ア）　研究Ⅰ：全県士会員

（イ）　研究Ⅱ：作業療法免許取得から 7 年目以下の県士会員

2.　研究組織及び研究期間

i.　研究組織　（図）

（ア）　研究Ⅰ

研究分担者には，研究代表者とは別の法人に所属する県士会員を 1 名以上を含まねばならない．また神奈川県内に在勤の作業療法士は，応募年度までの会費を納入し神奈川県作業療法士会に入会していることとする．上記条件を満たすほかは，他都道府県作業療法士会員，他職種，学生等を研究分担者としてもよい．

（イ）　研究Ⅱ

研究組織は 1 法人以上で，研究分担者には，他都道府県作業療法士会員，他職種，学生等を入れてもよい．ただし,神奈川県内に在勤の作業療法士は，応募年度までの会費を納入し，神奈川県作業療法士会に入会していることとする．

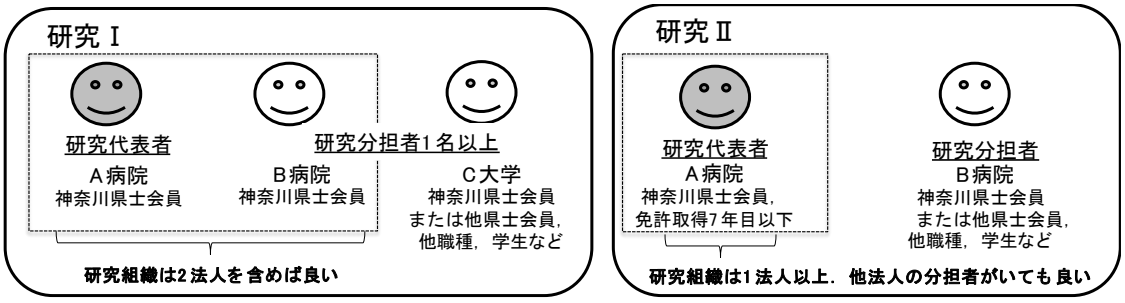

図：研究組織の例

※研究分担者の人数制限は設けていないが、神奈川作業療法研究に掲載される著者は5名までである．

ii. 研究期間

助成金の決定通知がなされた日以後であって実際に研究を開始する日から開始年度の次年度 3 月 31 日までの間で，実際に研究が終了する日までとする．

3. 対象経費

i. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費．研究課題 1 件に対し，20 万円を上限とする．なお，対象経費が必要な理由が分かるよう，以下の勘定科目を参考に，できる限り具体的に研究計画書内に記載する．

勘定科目	概要
福利厚生費	研修会を行う場合，当日の運営スタッフ・OT 講師の弁当代（原則として上限 1 人¥1,000），講師の湯茶代
会議費	食事，弁当代（原則として上限 1 人¥1,000）
旅費交通費	交通費及び宿泊費，研究代表者の指定学会（神奈川県作業療法学会，日本作業療法学会）の参加旅費 ※交通費は電車，バス，船賃，航空料金の実費とする．タクシー代，燃料費代等としては支給せず，電車，バス賃等に換算し支給する．宿泊費（ 1 泊当たり）の上限は￥10,000を実費とする．
消耗品費	文具類，ファイル，名刺，コピー用紙，プリンターインク， 紙コップ等
印刷製本費	コピー代，印刷代，製本費等
貸借費	家賃，会場使用料，機材使用料，機材レンタル料（リース契約）等
光熱水費	電気，ガス，水道の使用料
渉外費	手土産代，外部講師（OT講師以外）の弁当代，研究協力の謝礼（菓子、Amazon ギフトカード等、現金不可）など
通信運搬費	電話代，郵便料金，切手代，宅配便代
委託費	他業者への業務委託を行った場合に発生する費用
諸謝金	講師への謝礼金，原稿料等の総額（原則として講師謝金支 払基準，原稿料等支払基準を遵守する）※源泉徴収分（諸謝金の 10.21%）を含む．
負担金	研究代表者の指定学会（神奈川県作業療法学会，日本作業療法学会，世界作業療法士連盟大会）の参加費．間接経費は研究実施に伴い，所属機関において必要となる管理などに係る経費として，直接経費の30%を上限とする．
消耗備品費	耐用年数1年以上で，取得価格が 3 万円以上のもの．ただし，換金性の高い物品（パソコン，タブレット型コンピュータ，デジタルビデオカメラ，ビデオ，録画機器など）は，研究費で購入したことを明示し（シール貼付），研究期間中まで現物確認が行われ管理される．研究終了後，換金は禁止とし研究代表者が責任を持って管理する．**※研究計画書提出時に，耐用年数1年以上のもので，取得価格が3万円以上のものは，見積書とカタログを添付すること．**
支払い手数料	振込手数料，ATM入出金手数料，両替手数料，その他の手数料
雑費	金額が少額で重要性が低い何れにも属さないもの

ii. 研究費として申請できない経費について

（ア） 研究代表者，研究分担者，研究を補助する者に対する給与，退職金，ボーナスその他各種手当及び諸謝金.

（イ） 研究実施中に発生した事故または災害の処理のための経費（被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険（当該研究計画に位置づけられたものに限る．）の保険料を除く.

（ウ） その他研究に関連性のない経費

例）海外雑誌に投稿する際の英文校正費，申請した研究と関係のない会費等

iii. 学会参加費および旅費交通費について

研究代表者が，指定学会において，当該研究の研究成果の発表を行い，発表を行うために必要な最低限の費用であることを確認できる場合に限り，助成対象とする．また学会参加旅費及び学会参加費は他の経費同様，研究期間終了までに支払いを済ませなければならない.

4. 応募に当たっての留意事項

i. 不正経理等及び研究不正への対応について

（ア） 不正経理等に伴う助成金の交付の制限について 研究者が助成金の不正経理又は不正受給（偽りその他不正の手段により助成金を受給することをいう．以下「不正経理等」という．）により，助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については，その後一定期間，当該研究者（不正経理等を共謀した者を含む．）は助成金の交付の対象外となり，研究分担者となることもできない．なお，研究分担者が不正経理を行った場合は，研究分担者のみが助成金の交付対象外となる.

（イ） 研究上の不正について

科学技術の研究は，事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり，この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は，科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに，研究活動の停滞をもたらすなど，作業療法の発展に重大な悪影響を及ぼすものである．そのため研究者は，所属する機関の定める倫理綱領・行動指針，神奈川県作業療法士会及び日本作業療法士協会の示す作業療法士の行動規範等を遵守し，高い倫理性を持って研究に臨むことが求められる.

このため助成金においては，研究上の不正を防止しそれらへの対応を明示するために，不正に対して助成金の打ち切り及び返還，一定期間交付の対象外とする，申請の不採択，不正の内容及び措置の公表，必要に応じ他団体への情報提供等の対応を行う.

※不正経理等及び研究上の不正の告発について 助成金の不正経理等や研究上の不正行為があった場合，まずは神奈川県作業療法士会学術部担当理事にご相談ください.

ii. 経費の混同使用の禁止について

他の経費（他の補助金等）に助成金を加算して，1 個または 1 組の物品を購入したり，印刷物を発注したりすることはできない．

iii. 研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について

各府省が定める法律・省令・倫理指針等を遵守すること．これらの遵守状況について調査を行うことがある．またこれらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は，採択の取り消しまたは助成金の交付決定取り消し，返還等の処分を行うことがある．

iv. 研究期間中の神奈川県作業療法士会会費の納入について

研究代表者及び県士会員である研究分担者は，研究期間中の神奈川県作業療法士会費を期日までに納入しなければならない．遵守されない場合は，採択の取り消しまたは助成金の交付決定取り消し，返還等の処分を行うことがある．

5. 公募期間

当該年度の 5 月 1 日 ～ 7 月 31 日

6. 提出先

助成金に応募する研究代表者は，研究計画書（様式 1 ）を学術部 研究助成事業担当班のメール（kana-zyosei@kana-ot.jp）に PDF で提出する．

7. その他

i. 研究の成果及びその公表

研究の成果は，研究者に帰属する．なお，助成金による研究事業の報告書等は，神奈川県作業療法士会が発行する印刷物，神奈川県作業療法士会ウェブサイトにて公開されることがある．さらに直近の日本作業療法学会または 神奈川県作業療法学会にて発表を前提として応募をしなければならない．

また，研究事業の結果またはその経過の全部若しくは一部について，学会，新聞，書籍，雑誌等において発表を行う場合は，助成金による事業の成果である旨を明らかにしなければならない．

ii. 研究課題採択後において，神奈川県作業療法士会が指示する助成金の交付申請書（様式 2）や中間報告書（様式 3），研究報告書（様式 4）等の提出期限を守らない場合には，採択の取り消し，また，交付決定後においては，助成金の返還等を求めることがある．

iii. 県士会員である研究代表者及び研究分担者が研究開始から成果の公表までの間の神奈川県作業療法士会費の納入を怠った場合には，助成金の返還等を求めることがある．

iv. 研究課題内定後において，研究代表者または研究分担者がやむを得ない理由により神奈川県作業療法士会より退会する場合等においては，研究代表者・ 研究分担者交替願（様式 5）を提出し，神奈川県作業療法士会の承諾を得た上で代表者を交替しなければならない．

v. 他の研究資金で，助成金と同一内容の研究課題が採択された場合は，その理由を神奈川県作業療法士会へ報告し，速やかにいずれかの研究を辞退しなければならない．神奈川県作業療法士会助成金を辞退する場合，研究助成辞退願（様式 6）を提出し，神奈川県作業療法士会の承諾を得ること．なお，これらの手続きをせ

ず，同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は，助成金の採択の取り消し，また，交付決定後においては，助成金の返還等を求めることがある．

vi. 個人情報の取り扱い助成金に係る研究計画書または交付申請書等に含まれる個人情報は，助成金の業務のために利用及び提供される．また，採択された個々の課題に関する情報（制度名，研究課題名，研究者名，所属機関名，予算額及び実施期間）は，神奈川県作業療法士会が発行する印刷物，神奈川県作業療法士会ウェブサイトにて公開されることがある．

vii. 倫理上の配慮について研究は，人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針（令和 5 年 3 月 27 日改訂）等，調査・研究の倫理的原則に従ったものである必要がある．必要に応じて，これらの事項に関する証明を研究者にお願いすることがある．

III. 事前評価

事前評価は新規申請課題の採択の可否等について審査するものであり，書類審査，合議審査の 2 段階で行われる．書類審査においては提出された書類に不備がないか確認する． 合議審査においては，提出された研究計画書に基づき，対象研究者の所属施設以外に所属する複数の作業療法士により構成される事前評価委員会において，専門的・学術的観点からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加える．）を経たのち，研究課題が内定される．研究課題内定後は，速やかに申請者へ文書で通知する．

また，採択された課題等については，印刷物のほか一般社団法人神奈川県作業療法士会ウェブサイト等により公表する．

1. 評価期間

当該年度の 8 月 1 日～ 8 月 31 日

2. 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

i. 研究・実践の作業療法科学分野における重要性

- ✓ 作業療法科学分野に対して有用と考えられる研究・実践であるか.

ii. 研究・実践の神奈川県作業療法士会における発展性

- ✓ 研究・実践成果が神奈川県作業療法士会の振興・発展に役立つか.

iii. 研究・実践の独創性・新規性

- ✓ 研究・実践内容が独創性・新規性を有しているか.

iv. 研究・実践目標の実現性・即効性

- ✓ 実現可能な研究・実践であるか.
- ✓ 研究・実践が効率的に実施される見込みがあるか.

v. 研究者の資質，施設の能力

- ✓ 研究業績や研究者の構成，施設の設備等の観点から，遂行可能な研究であるか.

IV.　交付申請

内定者は，研究助成事業担当班から送信された「交付申請書」（様式 2）に記入し，研究助成事業担当班のメール（kana-zyosei@kana-ot.jp）にPDFで提出する．

提出期間：当該年度の 9 月 1 日～ 9 月 30 日

V.　交付決定

交付申請書を提出後に交付が決定し，助成金が本人または所属機関の指定口座に振り込まれる．

交付決定及び振り込み期日 募集年度の 10 月中

VI.　研究の遂行

助成を受けた研究課題の研究者は翌々年の 3 月 31 日までに研究を遂行する．研究途中において，やむを得ず研究計画書の内容を変更する場合は，研究助成事業担当班のメール（kana-zyosei@kana-ot.jp）に変更後の研究計画書および研究計画書変更届（様式 7）をPDFで提出する．その後，事前評価委員会で変更内容を審査し，理事会の承認を得ることとする．計画の実施が不可能となった場合や継続困難になった場合や，承認を得ずに計画外の使途に利用した場合，助成金の一部あるいは全額を返還する場合もある．

VII. 成果の報告

助成を受けた研究者は，当該年度半年ごと（3月末・9月末）に研究成果及び研究経費の収支報告を報告する．研究成果は研究の中途においては半年ごとに中間報告書（様式 3），研究終了時においては研究報告書（様式 4）を，研究助成事業担当班のメール（kana-zyosei@kana-ot.jp）にPDFで提出する．

なお研究経費の収支報告については，当該年度の「一般社団法人 神奈川県作業療法士会 研究助成事業会計・監査マニュアル」にそって，年度半期ごとに会計及び業務監査を受ける．

※「IX．会計・業務監査に提出が必要な書類その他について」を参照．

VIII. 成果の公表

1.　学会への応募

研究結果を，直近の神奈川県作業療法学会または日本作業療法学会にて発表を前提として応募することを義務とし，応募時に研究助成事業担当班のメール（kana-zyosei@kana-ot.jp）までその旨を報告する．また発表の際，当該研究課題が一般社団法人神奈川県作業療法士会〇〇年度（助成金交付年度）研究助成事業の研究課題として実施されたことを記さなければならない（P.18参照）．

2. 学術誌等への投稿

研究結果を「神奈川作業療法研究」または「学術誌 作業療法」に投稿することを義務とする．また投稿の際は文末に，当該研究課題が一般社団法人神奈川県作業療法士会〇〇年度（助成金交付年度）研究助成事業の研究課題として実施されたことを記さなければならない．また応募時に研究助成事業担当班のメール（kana-zyosei@kana-ot.jp）までその旨を報告する．

IX. 会計・業務監査に提出が必要な書類その他について

1. 全ての会計・業務監査に提出が必要な書類等

i. 当該年度の「一般社団法人 神奈川県作業療法士会 研究助成事業 会計・監査マニュアル」に則った書類等（収支報告書，領収書等）

※日本作業療法学会の参加において事前登録を行った場合等は，領収書でなくても参加費の支払が確認できる書類があればよい．

ii. 中間報告書または研究報告書

2. 研究期間終了後に行う会計・業務監査に提出が必要な書類

i. 1.に掲げた書類

ii. 直近の神奈川県作業療法学会または日本作業療法学会への演題応募が確認できる書類（E メールの印刷物等）

iii. 神奈川作業療法研究や作業療法に論文を投稿した場合，それが確認できる書類

IX. 1-2. において当該年度の「一般社団法人 神奈川県作業療法士会 研究助成事業 会計・監査マニュアル」に則った会計書類等は，研究助成事業担当班のメール（kana-zyosei@kana-ot.jp）に会計ファイル（Excel）で提出する．また同時に，会計書類原本は事務局に郵送し，会計監査及び業務監査を受ける．

＜郵送先＞

一般社団法人 神奈川県作業療法士会 事務局 「研究助成事業」係

〒231-0011 横浜市中区太田町 4-45 第一国際ビル 301 号室

TEL 045（663）5997

X. 本事業についての問い合わせ先

一般社団法人 神奈川県作業療法士会 学術部 研究助成事業担当班

mail：kana-zyosei@kana-ot.jp

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　研究助成事業　　見本

研究計画書　　（様式 1）

研究課題申請日	西暦　　年　　月　　日
申請代表者 （研究代表者）	氏名： （連絡先 TEL：　　/E-mail：　　）
研究組織	※研究Ⅰまたは Ⅱかを記載　（免許取得　　年目）
研究課題名	
研究事業予定期間	西暦　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
研究組織(5 名を超える場合は，コピー＆ペースト等にて書き足してください)	①　研究代表者　氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号： ②　研究分担者　氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号： ③　研究分担者　氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号： ④　研究分担者　氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： 職種（OT の場合は会員番号）： ⑤　研究分担者　氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： 職種（OT の場合は会員番号）：

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　研究助成事業　　見本

研究計画書　　（様式 1）

研究・実践の概要（目的･必要性･特色・独創的な点）	
期待される成果	
研究計画・方法	
倫理面への配慮	※臨床倫理委員会での承認の有無や申請予定などの記載は必須
申請者の研究発表業績	①
研究に要する経費	合計　¥　　, 内訳（摘要及び金額） ※内訳は，勘定項目（p.3 の表を参照）ごとに**具体的に**記載する． ※耐用年数 1 年以上のもので，取得価格が 3 万円以上のものについては，見積書，カタログ等を添付すること． 【例】 ① 消耗品費：¥7,800 ・黒ボールペン 10 本 ¥800　対象者へのアンケート記載に使用 ・コピー用紙 1000 枚 ¥2,000　対象者へのアンケート用紙に使用 ・プリンターインク 4 色パック ¥5,000　対象者へのアンケート用紙に使用 ② 旅費交通費：¥84,000 第◯回日本作業療法学会のため（横浜⇄札幌往復分） ③ 宿泊費：¥10,000 ④ 負担金：¥10,000　第◯回日本作業療法学会参加費 ⑤ 渉外費：¥20,000 研究協力者への謝礼 QUO カード¥2,000×10 名 ⑥ 会議費：¥10,000　研究分担者との会議　¥1,000×5 名×2 回分
他の研究事業等への申請状況（当該年度）	※ない場合は「なし」と記載する
研究費補助を受けた過去の実績（過去 3 年間）	※ない場合は「なし」と記載する
補助金等の返還を命じられた過去の事業	※ない場合は「なし」と記載する

添付資料２　交付申請書（様式 2）

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　研究助成事業　　見本

交付申請書　　（様式2）

一般社団法人
神奈川県作業療法士会　会長　殿

　下記の通り，助成金の交付を申請いたします.

交付申請日	年　　月　　日		
助成金交付決定年度	年度	助成金採択番号	
研究代表者	会員番号： 所属機関：		
研究課題名			
交付申請額	¥　　，		
振込先金融機関	金融機関名： 支店名： 口座種別：普通 口座番号： 口座名義人：		

1 / 1

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　研究助成事業　　見本

中間報告書　　（様式３）

中間報告日	年　　月　　日		
助成金交付決定年度	年度	助成金採択番号	
研究代表者	会員番号： 所属機関：		
研究分担者（職種/会員番号※日本作業療法士協会会員の場合のみ/所属機関）	①　（　OT　/　　/　　） ②　（　OT　/　　/　　） ③　（　　/　　/　　）		
研究課題名			
研究の進捗状況	該当する進捗状況に☑をしてください（複数可）． ☐　研究計画立案中（具体的な方法，スケジュールを含む） ☐　研究計画立案終了（具体的な方法，スケジュールを含む） ☐　倫理審査委員会の承認 承認済みの場合：委員会名 ：承認番号 ☐　データ収集中 ☐　データ収集終了 ☐　データ分析中 ☐　データ分析終了 ☐　学会応募抄録・学術誌投稿論文等まとめ中 ☐　学会発表（予定／済み）：※学会名を記載 ☐　学術誌投稿論文等まとめ終了 ☐　研究報告書作成中 ☐　研究報告書完成 ☐　その他 以下に具体的な進捗状況と今後の予定を記載してください．		

1 / 1

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　研究助成事業　　見本

研究報告書　　（様式 4）

最終報告日	年　　月　　日		
助成金交付決定年度	年度	助成金採択番号	
研究代表者	会員番号： 所属機関：		
研究分担者（職種/会員番号※日本作業療法士協会会員の場合のみ/所属機関）	①　（　OT　/　　/　） ②　（　OT　/　　/　） ③　（　　/　　/　）		
研究課題名			
要旨（300 字以内）			
学会発表・学術誌論文投稿について（予定も含む）	＜例＞ ・第〇回日本作業療法学会にて口述発表 ・神奈川作業療法研究に投稿中		

I.　はじめに
II.　方法
III.　結果
IV.　考察
V.　結論
参考・引用文献

1 / 1

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　研究助成事業　　見本

研究代表者・研究分担者交替願　　（様式 5）

神奈川県作業療法士会　会長　殿

助成金の交付（内定）を受けた研究代表者・研究分担者（神奈川県作業療法士会員のみ）を，下記のとおり交替しますのでご了承くださるようお願いします.

研究者交替申請日	年　　月　　日		
助成金交付決定年度	年度	助成金採択番号	
研究課題名			

交替前（交替者のみ記載：交替者が 4 名を超える場合は，コピー&ペースト等にて書き足してください）

研究代表者	氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号：
研究分担者	氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号（または職種）：
研究分担者	氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号（または職種）：
研究分担者	氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号（または職種）：

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　研究助成事業　　見本

研究代表者・研究分担者交替願　　（様式 5）

交替後（交替者のみ記載：交替者が 4 名を超える場合は，コピー＆ペースト等にて書き足してください）

研究代表者	氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号：
研究分担者	氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号（または職種）：
研究分担者	氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号（または職種）：
研究分担者	氏名： 所属機関及び法人名： 所属部署： 所属住所： 所属電話番号： OT 会員番号（または職種）：

交替理由

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　研究助成事業　　見本

研究助成辞退願　　（様式６）

神奈川県作業療法士会　会長　殿

助成金の交付（内定）を受けた研究課題を，下記のとおり辞退いたしますのでご了承くださるようお願いします.

なお交付された助成金は，申請日より 14 日以内に神奈川県作業療法士会指定口座へ，振り込みにて全額返還いたします.

研究助成辞退申請日	年　　月　　日		
助成金交付決定年度	年度	助成金採択番号	
研究代表者	会員番号： 所属機関：		
研究課題名			
交付申請額	¥　　,		

辞退理由

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　研究助成事業　　見本

研究計画書変更届　　（様式 7）

(西暦)　　年　　月　　日

研究計画書変更届

神奈川県作業療法士会　会長殿

下記の通り申請内容が変わりましたことをご連絡いたします.

研究助成年度	年度
申請代表者（研究代表者）	氏名： （連絡先 TEL：　　/E-mail：　　）
研究課題名	
変更内容（変更前）	
変更内容（変更後）	
変更理由	

添付資料８　発表時のスライド/ポスター

学会発表の際，当該研究課題が一般社団法人神奈川県作業療法士会〇〇年度（助成金交付年度）研究助成事業の研究課題として実施されたことを記さなければならない（P.7）．

1.　口述発表時のスライド例

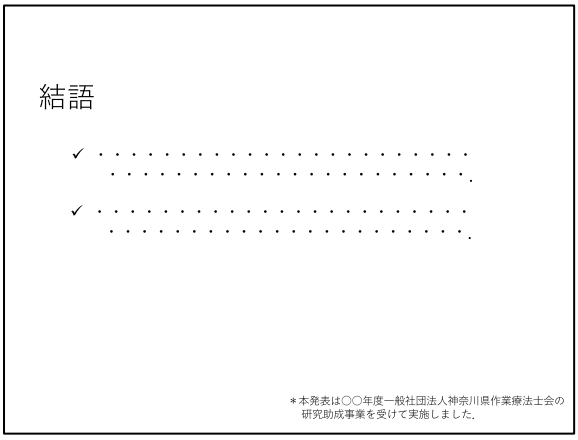
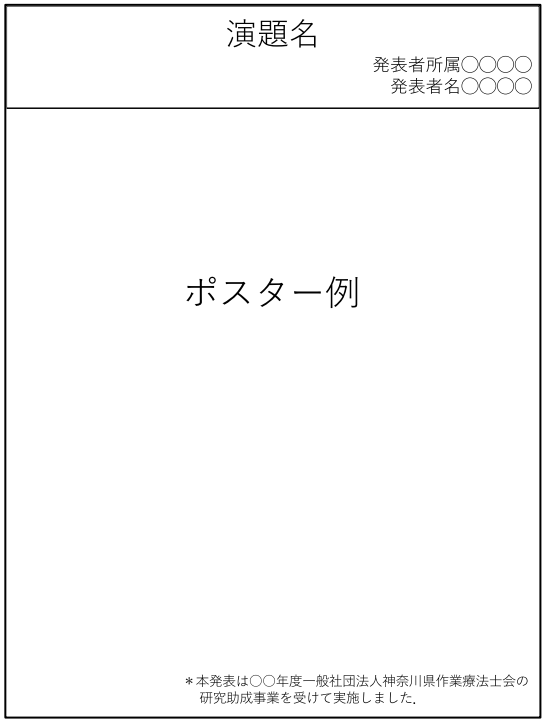
2.　ポスター発表時の例